

税 務 署 だ よ り

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)。詳しくは国税庁ホームページをご参照ください。

	令和7年	令和8年1月以後
【参考】 給与の 源泉徴収事務	11月まで ・変更なし 12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)
令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



都 税 だ よ り

— 都税についてのお知らせ —

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、**9月30日(火)**までにお納めください。

ご利用になれる主な納付方法 ※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替Web申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替 都税Web 口座振替申込受付サービスにて、9月10日(水)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。

おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ 納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

**クレジットカード
インターネットバンキング** 地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ページマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】 <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法▶



都税の納付はキャッシュレスで!

都税 キャッシュレス

検索

中野都税事務所 03-3386-1111(代)

